

様式第 8 号(第 5 条関係)

放課後児童クラブ誓約書 (重要事項確認書)

有限会社 すみれ福社会

代表取締役 片倉 憲太郎 様

項目	確認・誓約事項	☑欄
利用料等	①いかなる場合でも、「放課後児童クラブ利用中止・取りやめ届 (様式第 4 号)」、「放課後児童クラブ児童変更届 (様式第 5 号)」の提出が期日に間に合わなかった際は、利用料金等が発生します。	<input type="checkbox"/>
	②正当な理由がなく 2 ヶ月以上の利用料を滞納した保護者には、利用を取消し、利用料を清算します。	<input type="checkbox"/>
	③退会する場合には、利用料の清算がすべて終了した上で退会をします。	<input type="checkbox"/>
利用開所時間	④インフルエンザ等感染症の発生、自然災害等により小学校が学級閉鎖、休校等の措置をとった場合は、放課後児童クラブにおいても開所しません。	<input type="checkbox"/>
	⑤利用時間 19:00 を超える場合 (やむを得ず、遅くなる場合) には、18:30 までにクラブへその旨を連絡します。	<input type="checkbox"/>
クラブの運営	⑥保育時間内での事故・怪我等の責任について、支援員の大きな過失、または故意によるものでなければ、本会及び支援員に責任を問いません。また、保育時間内における万が一の事故・怪我などの責任においては、当事者と本会でお互いに歩み寄り、本会加入保険の補償範囲内での保障とすることに同意します。	<input type="checkbox"/>
	⑦故意に施設内外の物品等を破損させた場合、費用は全額保護者負担です。	<input type="checkbox"/>
	⑧児童または保護者が「支援員の指示に従わない」、「支援員・他の児童への暴力・暴言・迷惑行為」等、クラブの運営に支障を及ぼす行為が継続される場合は、利用許可を取消します。	<input type="checkbox"/>
	⑨児童間でのトラブル及び争いについては、クラブに於いて解決する指導を最優先とし、保護者同士の争いを起こしません。	<input type="checkbox"/>
	⑩児童の健康状態、保護者の就労環境の変更等は遅滞なくクラブに申し出ます。	<input type="checkbox"/>
	⑪クラブを欠席する場合は、必ず保護者から連絡をします。	<input type="checkbox"/>
	⑫運営規則内に定める感染症にかかった場合は、すみれ福社会緊急連絡メッセージ (さくら連絡網) 内で、病名、発症日及び利用再開日を報告します。	<input type="checkbox"/>
規則	⑬保護者と本会とのトラブルについて、本会がトラブル解決のための対応を顧問弁護士に委任する場合があることを、理解承諾しました。	<input type="checkbox"/>
	⑭「令和 6 年度放課後児童クラブ運営規則」を確認し、放課後児童クラブ利用に際し、放課後児童クラブ運営規則を理解承諾しました。	<input type="checkbox"/>

利用の承認を取消したとき、「放課後児童クラブ利用取消し通知書 (様式第 3 号)」を利用者に通知する。  
上記の事項すべての内容を確認・同意した上で、クラブの利用を申請します。

令和 年 月 日

郵便番号 ( )

住 所

保護者氏名

印

児童氏名